



平成19年5月29日

各位

会社名 株式会社 九 電 工
代表者名 代表取締役社長 河部 浩幸
コード番号 1959
上場取引所 東証一部、福証
問合せ先 法務室長 大楠 茂隆
(TEL092-523-6386)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月29日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催予定の第79期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役として広く人材の登用を可能にし、期待される役割を十分発揮できるようにするため、社外取締役との間にあらかじめ責任を法令に定める限度額内とする契約を締結できる旨を定めるものであります。なお、本議案につきましては、各監査役の同意を得ております。(変更案第33条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>第33条 ↳ (条文省略)</p> <p>第47条</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第33条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第34条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第48条</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成19年6月28日(木曜日)
平成19年6月28日(木曜日)

以 上